

出張等の概要報告書

【報告者】 田村隆光

出張年月日	平成20年11月19日(水)～平成20年11月20日(木)
出張先	1日目 香川県丸亀市 2日目 高知県高知市
出席者	○総務常任委員会委員 井之口秀行・高野正勝・馬場美代子・田村隆光・久徳政和（議長） ○行政 平田善之（事務局長）・園田和男（政策秘書課長）
研修事項	①「自治基本条例」および「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」に関する件について ②「高知市特別職の倫理に関する条例」および「職員倫理条例」に関する件、「ふるさと納税制度」に関する件について

内容

<1日目>

○香川県丸亀市の「自治基本条例」および「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」に関する件について視察した。

丸亀市の概要

◎丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置する、人口約110,000人、面積111.8k㎡の城下町。

市制施行は明治32年だが、平成17年3月に旧丸亀市、旧綾歌町、旧飯山町が合併し、新「丸亀市」として発足。中讃地区の核として重要な役割を担っている。

◎産業としては、第3次産業が60%を超えるまちで、「丸亀競艇」は有名。また、甲子園で目にする「丸亀うちわ」は全国シェア90%を誇る地場産業である。

◎観光としては、「丸亀城」や瀬戸内海と塩飽諸島など自然にも恵まれている。



「自治基本条例」について

(1) 条例制定までの経緯

旧丸亀市時代（H14.10）に「丸亀市自治基本条例を考える会」が結成される。

33回にわたる会議の末、丸亀市自治基本条例を考える会より2つの提言書が出された。（財政・住民投票の関係で一本化できず）

その後、平成17年5月に市として、条例策定を決定し、市民の意見を条例案等に反映させるため「自治基本条例ワークショップ」と「まちづくり懇談会」を立ち上げる。

- ・自治基本条例ワークショップ（7回開催）
メンバー構成：公募市民22名、市職員6名
- ・まちづくり懇談会（17回開催）
小学校区を基本とした17の地域コミュニティと行政との協賛で開催。

そして、平成17年12月、自治基本条例策定委員会による策定作業始まる。

委員会の構成は、学識経験者3名、各種団体（自治会・児童委員・婦人部・子ども会など）の代表者5名、公募委員2名の10名で構成された。

平成18年2月、パブリックコメントによる条例案の修正、審議後、同策定委員会より市長に対し条例案を答申し、平成18年3月、議会で可決成立する。

(2) 評価と課題

施行からまだ2年であり具体的な成果は上がっていないが、情報公開の部分や市民参画という点では、一定の意識の高揚は見られるとのこと。

しかし、コミュニティに参加していない者も増えてきており、まちがコミュニティを基本としていることから、どのコミュニティにも参加していない者に対してどのように機会均等を保障するかが難しいとのこと。



▲丸亀市役所の会議室にて

「協働推進条例」について

(1) 策定までの経緯

平成14年11月に市長のトップダウンにより市職員で構成するマトリクス組織として「NPOとのパートナーシップ推進研究会議」を設立され、翌年10月に公募市民による「協働について研究する会」を設置した。（公募市民8名で構成）

その後、平成16年1月から「NPOとのパートナーシップ推進研究会議」と「協働について研究する会」との協議をはじめ、指針づくりをスタートした。

そして、丸亀市地域市民活動推進基本方針案を庁議に提出したのち、丸亀市、綾歌町、飯山町の合併により、「NPOとのパートナーシップ推進研究会議」と「協働について研究する会」を解散した。

平成17年5月、新丸亀市となってから、丸亀市協働推進プロジェクトチームを新しく設置（8回開催）し、市民活動に関するアンケートや実態調査などを実施。

また、丸亀市協働推進条例策定検討委員会および協働推進条例のためのワークショップを設置し協議を重ね、平成19年3月、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例案」を議会に提案、可決。

平成19年4月に「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」の施行となった。

(2) 評価と課題

単位自治会（840）の加入率が約64%程度であることから、自治会未加入の世帯への協働の呼びかけや単位としての自治会の活動ができていないこととCMはしているが条例に関する認識が低いとのこと。

また、事業者との協働も条文化はしているが、災害時の協定等については未だできていないとのこと。

※感想

自治基本条例の策定にあたっては、公募やワークショップの開催、市民説明会としてのまちづくり懇談会の開催、パブリックコメントの実施など、細かに市民へ情報を公開されており、手順的な面は参考になった。

ただ、住民投票に関しては、条項はあるものの細かなことは事例発生時に条例を作成するといった内容であり、策定段階で随分と苦労されたのだろうが、条文化されているだけ…と感じた。

協働推進条例については、地域性の違いもあるが、単位自治会の加入率が低いことは問題であるし、条例の市民への周知が重要なことでもあることから、条文のわかりやすさはもちろんのこと、市民参画の意識改革の必要性を感じた。

当市での、条例策定に活かしていきたい。



▲丸亀市役所前で丸亀城をバックに記念写真

< 2 日目 >

○高知県高知市の「高知市特別職の倫理に関する条例」および「職員倫理条例」に関する件、「ふるさと納税制度」について視察した。

高知市の概要

◎高知市は、四国南部のほぼ中央に位置する人口約 341,000 人、面積 309.22 k m²の城下町。

市制は明治 22 年に施行され、あの「坂本竜馬」を輩出したまちとして、太平洋をのぞむ桂浜とともに観光地としても有名である。



「高知市特別職の倫理に関する条例」および「職員倫理条例」について

(1) 条例制定までの経緯

平成 12 年の国家公務員倫理法の施行を受けて、同法第 43 条の「…地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。…」に準じて平成 12 年に「職員倫理条例」、平成 13 年に「特別職の倫理条例」を制定してきた。

(2) 条例の内容

「職員倫理条例」は 10 条から成り、細目については 15 条にわたる倫理規則で補完している。

職員が遵守すべき職務に係る倫理原則として、3 項目を定め、利害関係者、禁止行為、倫理監督院への相談、贈与の報告、贈与等報告書の閲覧、任命権者の責務を規定してある。

また、「特別職の倫理に関する条例」は、6 条から成り、市長および副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員について、その倫理行動を規定している。



▲高知市議会会議室にて

(3) 運用の実態

贈与等の報告書は、2万円以上（特別職は5千円以上）を贈与した場合に提出することとなっているが、年間に約170件上がってくるが、ほとんどが問題ない。

実際、疑問な点は事前に人事課へ相談等があり、不明なものは受け取らないということことで処理しており問題はない。もちろんこれだけでは防げないものもある。

「ふるさと納税制度」に関する件について

(1) 導入の経緯

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が大幅に改正されたことにより、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が抜本的に拡充された。

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されることから、新たな税収確保と、ふるさと意識の高揚、そしてまちづくりのために導入した。

(2) 寄付金の使途

この寄付金を高知市すべての森・里・海の自然環境を守り、環境にやさしい農業や林業を振興し、温室効果ガスを削減・吸収するために取り組みに使うことを「土佐から始める環境維新」と命名し対応する。

そして、高知市の「環境維新・寄附金」に1万円以上を寄附した県外居住者の方に、高知市土佐山産のゆずをたっぷり使ったポン酢「ゆずづくし」と、情報誌「土佐のまんまる」を記念品として送るサービスも併用。



(3) 成果

昨年1年で60件（団体個人含む）で約540万円あるが、使途限定の寄付等もあわせると約1千万円になるという。

※感想

倫理条例については、制定後、職員意識は変わってきているとの評価もあり、一定の効果はあると考える。わがまちも倫理規則はあるが「休眠状態」であることから、今回の不祥事を受けて早急の見直しが必要だ。

また、「ふるさと納税・環境維新」。このような制度は各地方自治体では進められる政策だと考えるが、「ふるさと」と「実際サービスを受けている自治体（居住地）」の両方持つ者にとっては、悩むところであり、自治体も頭が痛いところでもある。

わが栗東市をどれだけの人がふるさとと思い、貢献したいまちとして思ってくれるのだろうか。ぜひ寄付をしたいと思われるような栗東であるように、まちの魅力アップに貢献したい。